米子市掲示第１２号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の執行について

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続を行うので、次のとおり公告する。

令和２年４月１０日

米子市長　伊　木　隆　司

１　プロポーザル手続の概要

⑴ プロポーザル手続の内容

米子市における皆生処理場の汚泥処理に関する最適処理形態を含む再構築基本計画を検討し、送泥施設に関する再構築基本設計に係る企画の提案

⑵ 対象となる業務の名称

米子市公共下水道事業皆生処理場汚泥処理方針策定業務

⑶ 業務の履行期限

令和３年２月２６日

⑷ 提案上限額

２７，２００，０００円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

２　参加資格

１の⑵に掲げる業務（以下「委託業務」という。）について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴ 令和２年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。） に登録されていること。

⑵ 法人格を有すること。

⑶ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム）及びISO55001(アセットマネジメントシステム)を取得しており、日本工業規格JISQ15001個人情報保護マネジメントシステムに適合し個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している又は、情報セキュリティマネジメントの国際規格であるISO27001 若しくはJISQ27001 の認証を取得している法人であること。

⑷ 平成２７年４月１日以降に、終末処理場を有する下水道事業を実施する地方公共団体（人口が１４万人以上のものに限る。）が発注した、下水道の管路施設及びポンプ場・終末処理場についてのストックマネジメント実施方針策定に関する業務を受注した実績があること。

⑸ 次のアからイまでに掲げる技術者であって、それぞれアからイまでに掲げる要件に該当する者を、委託業務において配置することができること。

ア　管理技術者　技術士（上下水道部門（下水道）の資格を有すること。

イ　担当技術者　土木担当、管路担当、機械担当及び電気担当をそれぞれ1名以上配置できること。

⑹ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑺ 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑻ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑼ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

⑽ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

３　審査方法

提出された書類について審査を行い、技術提案書等の内容を基に、米子市の職員で構成するプロポーザル選考委員会において審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加申込者が１社の場合は、審査の結果、当該参加申込者に係る技術提案書等の内容が一定の評価点数を超えたときに限り、当該参加申込者を優先交渉権者として選定する。

４　手続等

⑴ 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号６８３－０８３４　鳥取県米子市内町１７２番地１
米子市下水道部下水道企画課下水道企画室
電話番号　０８５９－３４－１３８２
電子メールアドレス　gesuidokikaku@city.yonago.lg.jp

⑵　米子市公共下水道事業皆生処理場汚泥処理方針策定業務簡易公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、令和２年４月１０日（金）から同月１７日（金）までの間に、米子市ホームページ（http://www.city.yonago.lg.jp/）から入手するものとする。ただし、これにより難い場合は、次により直接交付するものとする。

ア　交付期間

令和２年４月１０日（金）から同月１７日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　交付場所

⑴に同じ。

⑶　参加申込書の提出

ア　提出方法

本プロポーザル手続への参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

イ　提出場所

⑴に同じ。

ウ　提出期限

令和２年４月１７日（金）午後５時（郵送の場合、この期限までに到着したものに限り受け付ける。）

⑷　技術提案書等の提出

ア　提出方法

参加申込書を提出した者は、実施要領に基づき技術提案書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

イ　提出場所

⑴に同じ。

ウ　提出期限

令和２年５月１日（金）午後５時（郵送の場合、この期限までに到着したものに限り受け付ける。）

５　契約の締結

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、優先交渉権者との間で当該契約を締結することができない場合には、次点者と当該交渉を行う。

６　その他

本プロポーザル手続の執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。